

大竹市特定不妊治療費助成事業

～所得制限はありません。平成31年4月から助成できる治療区分が増えました。～

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

1 助成対象者

所得制限はありません。ただし、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 治療開始時に法的に婚姻している夫婦であること。
- (2) 助成を受けようとする特定不妊治療の治療開始時から申請時までの全期間において、夫婦のいずれか一方が大竹市内に住所を有すること。
- (3) 体外受精や顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で治療を受けていること。
- (4) 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (5) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満の場合は、広島県が実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成の承認を受けていること。※合計所得が超える場合は不要
- (6) 市民税等滞納していないこと。

2 対象となる治療

平成30年4月1日以降に指定医療機関で開始した特定不妊治療(体外受精・顕微授精)が対象となります。ただし、下記の治療内容CおよびFについては、平成31年4月1日以降に治療を開始した場合が対象となります。

○特定不妊治療

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲
	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点鼻薬)	胚移植	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	

A	新鮮胚移植を実施												
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												○
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、 または状態の良い卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止												
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												×

*B:採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状況を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合

*採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、または状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

○男性不妊治療

特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための保険適用外の手術、凍結費用

※精巣内精子回収法(TESE(C-TESE, M-TESE)), 精巣上体精子吸引法(MESA), 精巣内精子吸引法(TESA), 経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)等

3 指定医療機関(広島県内)

医療機関名	郵便番号	住 所	電話番号
竹中産婦人科クリニック	730-0017	広島市中区鉄砲町9-10 湯浅ビル2F	082-502-8212
絹谷産婦人科クリニック	730-0035	広島市中区本通8-23 本通ヒルズビル4F	082-247-6399
広島HARTクリニック	732-0822	広島市南区松原町3-1-301	082-567-3866
県立広島病院	734-8551	広島市南区宇品神田1-5-54	082-254-1818
香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町2-14-24	082-272-5588
香月産婦人科 広島中央通り	730-0029	広島市中区三川町7番1号	082-546-2555
IVFクリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町5-1 BIG FRONTひろしま4F	082-264-1131
笠岡レディースクリニック	737-0811	呉市西中央一丁目3-10メディカルスクエアビル5F	0823-23-2828
医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	721-0907	福山市春日町1-7-14	084-940-1717
よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町三丁目19-36	084-954-0341

⇒他の都道府県, 指定都市, 中核市が指定している指定医療機関で受けた場合も対象となります。
(厚生労働省のホームページをご確認ください)

4 助成内容

【助成額】

助成限度額1回 上限15万円

※ただし, 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や, 採卵した卵が得られない, 又は状態のよい卵が得られないため中止した治療については, 1回 7万5千円

男性不妊治療加算 上限15万円

※ただし, 今回申請する治療において, 広島県不妊治療支援事業に申請されている場合は, 自己負担合計額から広島県の助成額を差し引いた金額が, 大竹市の助成対象金額となります。

【助成回数】

妻の治療開始年齢が39歳以下の場合, 43歳になるまで通算6回

妻の治療開始年齢が40歳以上の場合, 43歳になるまで通算3回

※過去に受けられた他の市町村等による助成は, 通算回数として含めます。詳しくはお問い合わせください。

5 申請手続き

申請期限: 対象となる治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内

ただし, 広島県不妊治療支援事業申請者は承認決定通知受理後1か月以内

受付場所: 大竹市役所2階 保健医療課窓口(窓口番号⑩番)

申請者: 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた夫婦本人

6 申請書類

申請様式は, 市役所の窓口または大竹市のホームページに掲載しています。

(1) 大竹市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)

(2) 住民票(原本・世帯員全員記載, 申請日の3か月以内に発行されたもの, 夫婦別世帯の場合は, 夫婦それぞれ1部ずつ)

(3) 不妊治療事業申請に係る証明書の原本又は写し(広島県統一様式)

(4) 医療機関発行の領収書の写し, 院外処方薬局の領収書の写し

(5) 夫婦の前年の所得の合計額(1月から5月までの申請については, 前々年の所得)が

・730万円未満の場合は, 広島県の**不妊治療支援事業の承認決定通知書**

・730万円以上の場合は, 夫婦それぞれの**所得証明書**(児童手当施行令による控除額が確認できるもの。課税証明書は可, 源泉徴収票は不可)及び**戸籍謄本**(初回申請時のみ。

申請日の3か月以内に発行されたもの。)

(6) 通帳等振込先が確認できるもの(通帳など)

※添付書類(住民票等)は, すべて個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください。

○この事業は, 岩国飛行場に係る再編交付金で造成された「健やか安心基金」を活用しています○

【問い合わせ・申請先】

大竹市役所 保健医療課 保健予防係 (窓口番号⑩) TEL:0827-59-2140